

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、当社の経営と様々な場面でかかわりをもつ株主、取引先、従業員、顧客及び地域社会などの利害関係者(ステークホルダー)との利益を調整しながら、効率的かつ健全な経営を可能とするシステムをいかに構築するかが重要な視点であると認識しております。

また、コーポレート・ガバナンスの充実及び強化のために、当面の重要課題として、経営監督組織の確立、リスクマネジメント体制の強化、コンプライアンスの徹底並びに企業倫理の確立に関する取り組みを行っております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則1.2. 株主総会における権利行使】

【補充原則1.2.4.】

当社は書面による議決権行使制度を採用しておりますが、例年、行使比率は90%弱の水準となっており、議決権の行使において問題があるとは認識しておりません。現状、電子行使制度および招集通知の英訳につきましては実施しておりませんが、今後につきましては、海外投資家の株主の比率や議決権行使状況等を総合的に判断し、必要と判断され次第導入する考えであります。

【補充原則1.2.5.】

当社は現状、基準日時点において株主名簿に記載又は登録されている株主が議決権を有するものとして、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家が自ら株主総会に出席し、議決権の行使等を行うことは原則認めておりません。今後は動向を注視しながら信託銀行と協議し、対応をしてまいります。

【原則3.1. 情報開示の充実】

【補充原則3.1.2.】

当社は現状、決算短信等の英文開示は実施しておりませんが、今後、海外投資家の株主の比率等を勘案し、必要と判断され次第対応してまいります。

【原則4.8. 独立社外取締役の有効な活用】

現在、社外取締役は2名で、その内、独立社外取締役は1名ですが、社外取締役は取締役会に出席し、有益な意見・質問・発言を行っておりますので、当社の社外取締役としての責務を十分に果たしております。

加えて、社外監査役も2名(内1名は独立社外監査役)あり、取締役会において有益な意見・質問・発言をしておりますので、社外取締役と社外監査役合わせて4名で、十分に経営の監視及び監督は機能できるものと考えております。

今後当社を取り巻く環境が変化することによって、社外取締役を増員する必要がある場合には、候補者の選任を検討いたします。

【補充原則4.8.1.】

当社の独立社外取締役は、その豊富な知見を活かして、客観的な立場から取締役会における議論に貢献しております。当社は、現時点では独立社外者のみを構成員とする定期的な会合は開催しておりませんが、今後は、独立社外者要望等を踏まえ、その要否を検討してまいります。

【補充原則4.8.2.】

社外取締役は、取締役会において積極的に議論に参加し、活発な意見交換を行っており、また、当社の総務部門が補助することで経営陣や監査役又は監査役会と連携が十分図れていると考えているため、「筆頭独立社外取締役」を置く予定はありません。

【補充原則4.10.1.】

当社では、取締役の報酬及び指名等の事項を審議する任意の諮問委員会等は設置しておりません。ただし、取締役の候補者指名については、代表取締役社長が取締役会で候補者の選任基準や各候補者の経歴、有する知見等について十分に説明し、社外取締役及び社外監査役も交えて審議して決定しております。取締役の報酬についても、業績連動に十分配慮し、社外取締役や社外監査役も加わる取締役会で、報酬決定や改訂根拠を説明し月額報酬総額を決定するようにしております。

【原則4.14. 取締役・監査役のトレーニング】

当社は十分な経験及び知見を有した取締役・監査役が株主総会の決議によって就任していると考えており、現状トレーニングの必要性につきましては認識しておりません。今後は必要に応じてトレーニングにかかる費用の支援等について検討してまいります。

【補充原則4.14.1.】

原則4.14に同じ

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1.4. 政策保有株式】

当社グループでは、相手企業との長期的・安定的な関係の構築・強化の面から一部企業の上場株式を限定的に保有しております。毎年、取締役会において、政策保有株式に関する保有目的及びその合理性について適切か検討を行っており、今年度は全ての保有株式において保有の妥当性があると判断しました。今後の検討により保有に適さないと判断される株式については、縮減するなどの見直しを行います。議決権の行使に関しては発行会社における財務状況への影響など、発行会社の中長期的な企業価値向上に繋がるかどうかを判断基準として行使することで、当

社の企業価値向上及び株主共同の利益に繋がると考えております。

【原則1.7. 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者間の取引(取締役の競合取引、取締役会社間の取引等)を行う場合は、取締役会規程に基づき、取締役会で決議しております。また、特別の利害関係を有する取締役は当該議案については議決権を行使できない旨を取締役会規程に定めております。

【原則2.6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は従業員の資産形成のために企業型確定拠出年金制度を導入しております。入社時には運用機関や商品の選定方法などの説明を実施するほか、運営管理機関の協力を受けて適切な情報提供を行っております。

【原則3.1. 情報開示の充実】

1. 経営理念等につきましては当社ホームページにて開示しております。

<http://kusuri-aoki-hd.co.jp>

2. コーポレートガバナンスの基本的な考え方と基本方針を当社ホームページ及び当コーポレートガバナンス報告書に記載しております。

3. 取締役及び監査役の報酬等について、取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針は、有価証券報告書等に記載しておりますとあり、株主総会において決議いただいております。取締役及び監査役それぞれの報酬総額の範囲内において、役位ごとの役割や責任範囲、企業価値増大への貢献、業績指標の達成度合い等を総合的に勘案して決定しております。

当社の取締役の報酬体系は、基本報酬とストック・オプションで構成されております。取締役(社外取締役を除く)の基本報酬の金額については、取締役ごとの職務・職責等に基づいた金額と、前連結会計年度の業績に基づいて算出した金額を合わせた金額を当連結会計年度の報酬として確定させ、これを定期同額給与として支給しております。取締役(社外取締役を除く)の報酬体系における構成比は、過去3年間において職務・職責等に基づいた金額48～63%、前連結会計年度の業績に基づいて算出した金額49～37%、ストック・オプション3～0%となっております。社外取締役の基本報酬については、業績に基づいて算出した金額は含まれておりません。

当社の監査役報酬は基本報酬のみで構成されており、その役割を鑑みて、業績に基づいて算出した金額は含まれておりません。

4. 取締役と監査役候補の指名及び経営陣幹部の選解任を行うに当たっての方針・手続きについては、業務経歴、経験、人柄等を考慮して

取締役会で決定しており、取締役及び監査役候補に關しましては、株主総会招集ご通知に記載しております。

5. 取締役と監査役の選解任、取締役と監査役の候補の指名については、必要に応じて適時開示を行います。なお、社外役員については個々の選任の理由を株主総会招集ご通知に記載しております。

【原則4.1. 取締役会の役割・責務】

【補充原則4.1.1.】

取締役会は経営方針及び重要な業務執行の意思決定と取締役の職務の執行に対する監督を行うこととし、「取締役会規程」において取締役会の決議事項・報告事項を定めております。「取締役会規程」に定めのない事項については、「職務権限規程」に基づき、業務執行取締役及び各部門の責任者に決裁権を委ねております。

【原則4.9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社の独立社外取締役の独立性判断の基準は、東京証券取引所の独立性基準に準じております。

また、当社取締役会は、独立社外取締役については【原則4-7. 独立社外取締役の役割・責務】に定める事項を果たすことを考慮し、候補者として選定しております。

【原則4.11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

【補充原則4.11.1.】

取締役会は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に必要な取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を確保するため、当社の業務に精通した社内取締役5名と、企業経営者や弁護士などから、経験・見識・専門性を考慮して社外取締役2名を選任しております。また、経営の意思決定を迅速且つ効率的なものとするため、取締役は10名以内とすることを定款に定めております。

【補充原則4.11.2.】

当社は、取締役候補者及び監査役候補者の選任において、取締役及び監査役の役割・責務を適切に果たすために必要な時間と労力を十分に確保することができる兼任状況であることを確認しております。また、取締役及び監査役の他社での重要な兼任状況につきましては、株主総会招集ご通知及び有価証券報告書において毎年開示しております。

【補充原則4.11.3.】

当社では、取締役会の実効性を分析及び評価するために、アンケート形式で各取締役と監査役より回答を求めました。評価の客観性や実質性を担保するために、顧問弁護士が関与して、集計及び分析を行いました。評価項目は以下の通りです。

1. 取締役会の構成
2. 取締役会の運営
3. 取締役会の議題
4. 取締役会の支援体制

アンケートの調査結果より、当社取締役会の実効性は概ね機能しているとの回答を得られました。

その一方で、以下の項目につきましては、当社取締役会の課題や改善の余地があるものと認識したうえで、今後必要性を吟味しながら取り組んでいきます。

○取締役会上程議案の事前検討時間の確保

各取締役・監査役から、取締役会上程議案について十分に検討する時間を確保して欲しいとの意見があったことを踏まえ、早期配布が可能な関係書類に關してその対応に向けて事務手続きの改善を検討いたします。

○経営陣の報酬決定方法に関する協議

現在、当社では業績連動に十分配慮して取締役会にて月額報酬総額を決定しておりますが、金融商品取引法関連の改正等を鑑みながら、取締役会にて適切に協議することに努めていきます。

○社外取締役の独立性や中立性

社外取締役の独立性や中立性につきましては、今後もコーポレートガバナンスに関する必要性と併せて、当社の企業価値向上に資するという視点を織り込みながら適切に協議することに努めていきます。

当社では今回の評価結果を踏まえて、今後も取締役会の実効性の向上に努めていきます。

【原則4.14. 取締役・監査役のトレーニング】

【補充原則4.14.2.】

当社は十分な経験及び知見を有した取締役・監査役が株主総会の決議によって就任していると考えており、現状トレーニングの必要性につきましては認識しておりません。今後は必要に応じトレーニングにかかる費用の支援等について検討してまいります。

【原則5.1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では管理担当役員をIR担当役員とし、経営企画室経営企画課をIR担当部署としております。また、株主との建設的な対話を促進するために、下記の取組みを実施しております。

1. 株主との対話全般については経営企画課が所管しており、IR担当役員が統括をしております。
2. 対話を補助するために、経営企画課が中心となり各部門と連携しながら情報を共有しております。
3. 個別面談以外の対話の手法として、本決算及び第2四半期終了後に機関投資家を対象とした決算説明会を実施しております。
4. 株主との対話における、貴重なご意見、ご指摘につきましては当社幹部会等において共有しております。
5. 株主との対話につきましては、当社において定められている「インサイダー情報管理規程」に則ってインサイダー情報に留意しながら進めております。また、沈黙期間を設定しております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(退職給付信託口・株式会社ダイエー口)	3,147,900	9.98
青木 桂生	2,954,760	9.37
青木 宏憲	2,943,336	9.33
青木 孝憲	2,237,340	7.09
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,857,200	5.89
株式会社ツルハ	1,620,000	5.13
青木 保外志	1,482,000	4.70
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,063,100	3.37
オーエム02 ステートストリート 808424 クライアントオムニ(常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	682,395	2.16
ビービーエイチ フォー フィデリティ ロー プライズ ストック ファンド(常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行 決済事業部)	498,100	1.58

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	5月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
岡田 元也	他の会社の出身者													
柳田 直樹	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岡田 元也			イオン株式会社の取締役兼代表執行役グループCEOを務めており、同社と当社との間で業務資本提携があります。経営者として豊富な経験、実績、見識に基づいて事業に有益な助言を行っていただき、当社の企業価値向上に反映するためであります。

柳田 直樹		弁護士としての専門的見地及び見識を有すると共に、社外取締役や社外監査役として複数の会社の経営に関与してきており、その豊富な経験、実績、見識に基づいて事業に有益な助言を行っていただき、当社の企業価値向上に反映するためであります。 同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしていることから、同氏を社外取締役として選任し、かつ一般株主との間に利益相反が生じる虞はないと判断し、独立役員として指定しております。
-------	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

**【監査役関係】**

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

**監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況**

監査役は会計監査人より年間の監査計画書の提出を受け、会計監査の都度、監査の状況、内部統制の状況について報告を受けております。決算監査においては、監査概要報告書の提出を受け監査計画書に照らして確認し、実地棚卸に立ち会っております。監査役は内部統制推進室より内部監査計画並びに内部監査方法の提出を受け、定期的に監査結果について報告を受けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1名

**会社との関係(1)**

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
桑島 敏彰	他の会社の出身者													
中村 明子	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

**会社との関係(2)**

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

桑島 敏彰		企業経営の豊富な経験や実績があり、その幅広い見識を活かして当社の経営を客観的および中立的な立場から評価、監視していただくためであります。
中村 明子		弁護士として豊富な専門知識・経験を有するとともに、企業経営を監査する十分な見識を持っている人材であります。同氏は当社との取引関係がなく独立性が確保されていることから、同氏を社外監査役として選任し、かつ一般株主との間に利益相反が生じる虞はないと判断し、独立役員として指定しております。

### 【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
その他独立役員に関する事項	

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
該当項目に関する補足説明	

業績向上に対する意欲や士気を一層高め、中長期的な株主価値の向上を図ることを目的としたインセンティブであります。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
該当項目に関する補足説明	

上記項目のとおり、当社取締役、当社子会社取締役、当社子会社従業員に対して付与。  
 第1回新株予約権(2016年): 当社取締役に対して8,000株(内、社外取締役に2,000株)、当社子会社取締役に対して2,000株、当社子会社従業員に対して24,800株  
 第2回新株予約権(2016年): 当社取締役に対して14,000株(内、社外取締役に4,000株)、当社子会社取締役に対して2,000株、当社子会社従業員に対して39,200株  
 第3回新株予約権(2016年): 当社取締役に対して3,500株(内、社外取締役に1,000株)、当社子会社取締役に対して500株、当社子会社従業員に対して10,500株  
 第4回新株予約権(2018年): 当社取締役に対して3,500株(内、社外取締役に1,000株)、当社子会社取締役に対して500株、当社子会社従業員に対して20,400株

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	
有価証券報告書、事業報告書において社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示しております。	
報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

取締役の報酬限度額は、2016年6月28日開催の臨時株主総会において年額300百万円以内と決議しております。  
 監査役の報酬限度額は、同臨時株主総会において年額20百万円以内と決議しております。  
 スtock・オプションについては、株主総会決議により、取締役への割当の上限個数を決定し、各取締役への割当個数は取締役会にて決定しています。  
 退職慰労金については、算定基準について内規で定めており、役位、在任期間等を勘案し算出しております。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の議案については、資料の事前配布を行い、必要に応じて説明するなどのサポートを行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、取締役会及び監査役会を設置しております。取締役会は取締役7名(内、社外取締役2名)、監査役3名(内、社外監査役2名)で構成され、毎月1回定例開催し、経営の最高決定機関として法令及び定款に定める事項の他に、経営方針や単年度予算等の重要事項を決定しております。

取締役の任期は、経営責任を明確にする観点から任期1年としており、また、業務執行を行う取締役から独立した客観的視点が経営監視機能の強化及び公正な意思決定に反映される体制を整えるために、社外取締役を選任しております。なお、当社2019年5月期の取締役会の開催は14回であり、主に決算や業績の進捗状況の確認、規程の改定などを検討事項としております。監査役監査については、監査役が取締役会等の重要会議に出席し、取締役の意思決定の状況及び監督義務の履行状況を監視できる体制をとっております。なお、当社2019年5月期の監査役会の開催は14回であり、3名の監査役は、そのすべてに出席しました。また、監査が実効的に行われることを確保するため、監査役は会計監査人及び内部統制推進室から定期的に監査の報告や説明を受け、内部統制推進室は必要に応じて監査役と協力し、相互に監査結果に関する情報や資料の提供を行い、会計監査人の監査にも積極的に協力しております。監査役の中には、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者や会社経営等の豊富な経験を有する者が含まれており、監査役が内部統制推進室の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができるなど、監査機能を強化する体制を整えております。

当社の会計監査は、有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結しております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記の体制が、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方であり、ステークホルダーとの利害を調整しながら、効率のかつ健全な経営を実現するために有効な体制であると考えており、当該体制を採用している理由であります。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	事業報告の内容報告に際してビジュアル化を図っております。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	主に決算発表(本決算、中間決算)後に実施しております	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室経営企画課を担当窓口としております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループでは経営理念を表している社訓の中に、「クスリのアオキはお客様のためと従業員のためであります」という文言を入れております。お客様を重視する姿勢は当然の事とし、かつ、育児休業規程等を制定して従業員が働きやすい環境づくりに努めております。 また、企業倫理規程を制定し、法令遵守に基軸を置き、株主、取引先、従業員、顧客並びに地域社会などの利害関係者との信頼関係を維持するよう努めております。更に、株主重視の観点からも安定的かつ継続的な配当を実施することを基本方針としており、適時開示にも積極的に取り組んでおります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループでは地域の医療機関と連携して、生活習慣病を中心として、健康・栄養に関するセミナー、相談会等を催し、健康に関する啓発活動を実施しております。



## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「取締役並びに従業員が法令・定款及び社会規範を遵守し、取締役の職務の執行が効率的に行われること」が内部統制システム構築のための基本方針と認識いたしております。このため、企業倫理規程を制定し、コンプライアンス強化のための指針としているほか、複数の社外取締役を選任しております。このコンプライアンス強化を更に確実にするために内部監査を行う組織として、代表取締役社長の直轄部署である内部統制推進室を設置し、全社的な内部統制機能の強化に向けた取組を推進しております。

また、内部統制推進室がコンプライアンス教育等のコンプライアンス全般を担当し、各部署におけるコンプライアンス遵守の状況を監査・報告する体制を整備しております。また、法令上疑義ある行為等について、従業員が直接情報提供を行うことができるように公益通報者保護に関するコンプライアンス・ホットライン運用規程を制定・運用しております。

当社において発生しうる損失の危険(以下リスクという。)を管理する体制を構築し、リスク発生時における対応の迅速化を図ることを目的として、リスク管理規程を制定するとともに、危機管理委員会(委員長:代表取締役社長)を設置いたしました。また、当社において発生しうるリスクの未然防止と事後対応について管理体制を強化するために、内部統制推進室は、当社内における企業倫理・コンプライアンス体制の確立、浸透及び定着に関する指導並びに推進施策の審議を行うとともに、コンプライアンス全般の実施状況のモニタリング並びに当社の新たなリスクの識別、評価及び必要とされる対応策の審議を行っております。その他、店舗での防犯、防災に関しては、速やかな対応が出来るようトラブル対応マニュアルの周知徹底や緊急連絡網の整備等を行っております。

財務報告に係る内部統制については、財務報告に係る内部統制の基本方針を定め、内部統制委員会規程を制定し、かつ、代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、当該システムの整備を実施しております。内部統制推進室が、財務報告に係る内部統制のモニタリングを行い、内部統制委員会は、そのモニタリング結果を踏まえて、財務報告に係る内部統制の有効性判断の検討・承認を行います。監査役会の監査が実効的に行われるために、監査役が内部統制推進室の担当者に監査業務に必要な事項を命令することができるようにし、取締役と年2回以上の個別ヒアリングを実施し、代表取締役、会計監査人とは定期的に意見交換会を開催しております。また、監査役会の意見形成の質の向上のために、社外監査役のうち1名は弁護士とすることを原則としております。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、公共の信頼を維持し健全な企業経営を実現することにあります。基本方針等については、反社会的勢力に対する基本方針、企業倫理規程、内部統制システム構築の基本方針、反社会的勢力排除規程において定めており、主要な社内会議等を通じてその内容の周知徹底を図るとともに、当社ホームページにも反社会的勢力に対する基本方針として、その主な内容を掲載しております。取引先等の確認に関する業務については、反社会的勢力排除規程にて確認担当部署、確認方法等を規定して実施しております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

